

令和6年度 第1回小美玉市地域公共交通会議 次第

日 時：令和6年5月30日（木）

午後2時00分から

場 所：小美玉市役所2階 第2・3会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

(1) 協議

1) 小美玉市地域公共交通計画について 資料1

2) 小美玉市地域公共交通会議設置要綱の一部改正(案)について

資料2-1 資料2-2 資料3

3) 令和6年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について 資料4

4) 今後のスケジュールについて 資料5

(2) 報告

1) コミュニティバス利用状況について 資料6

5 その他

6 閉 会

添付書類

資料1 地域公共交通計画について

資料2-1 小美玉市地域公共交通会議設置要綱(案)

資料2-2 小美玉市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

資料3 小美玉市地域公共交通会議財務規程(案)

資料4 令和6年度事業計画(案)・令和6年度歳入歳出予算(案)

資料5 小美玉市公共交通会議スケジュール(案)

資料6 コミュニティバス利用状況

小美玉市地域公共交通会議委員名簿

No.	区分	所属	役職	氏名
1	小美玉市副市長	小美玉市副市長	副市長	深谷 一広
2	旅客自動車運送事業者 代表及び関係団体代表	関東鉄道(株)	自動車部長	白鳥 賢
3		関東鉄道グリーンバス(株)	代表取締役	宮野 裕司
4		東日本旅客鉄道(株)水戸支社	企画総務部経営戦略ユニットリーダー	石川 健一
5		(有)上田タクシー (茨城県ハイヤータクシー協会)	代表取締役	上田 裕司
6		羽鳥駅前ハイヤー(有)	代表取締役	渡邊 弘明
7		(有)みのりタクシー	代表取締役	清水 猛志
8		茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志
9		住民、利用者代表	小美玉市議会	議長
10	小美玉市商工会		副会長	幡谷 文雄
11	小美玉観光協会		係長	永野 恵美子
12	小美玉市区長会		会長	吉倉 一郎
13	小美玉市老人クラブ連合会		会長	大岩 重信
14	おみたまハーモニー連絡会		会長	前野 恵美子
15	小美玉市PTA連絡協議会		会長	古渡 洋一
16	茨城県立中央高等学校		校長	江原 忠宏
17	小美玉市社会福祉協議会		事務局長	大山 明弘
18	関東運輸局長(茨城運輸 支局長)又はその指名す る者	国土交通省関東運輸局茨城運輸支 局	首席運輸企画専門官	橋本 弘行
19		国土交通省関東運輸局茨城運輸支 局	首席運輸企画専門官	小菅 達也
20	一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体代表	関東鉄道労働組合	書記長	中村 正之
21	道路管理者	茨城県水戸土木事務所	次長兼道路整備第一課長	見澤 正勝
22	石岡警察署署員	茨城県石岡警察署	交通課長	濱田 和義
23	学識経験者		茨城大学名誉教授	山田 稔
24	市長が必要と認めるもの	茨城県政策企画部交通政策課	課長	鹿内 秀樹
25	小美玉市職員	小美玉市市長公室	公室長	滑川 和明
26		小美玉市福祉部	部長	佐々木 浩
27		小美玉市教育委員会	部長	植田 賢一

28	オブザーバー	石岡市	都市建設部都市計画課	坂本 成史
----	--------	-----	------------	-------

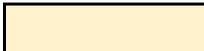
29	事務局	都市建設部	部長	原 伸行
30	事務局	都市建設部都市整備課	課長	朝比奈 公俊
31	事務局	都市建設部都市整備課	課長補佐	深作 由美
32	事務局	都市建設部都市整備課	係長	戸塚 聡
33	事務局	都市建設部都市整備課	主事	大槻 廉

茨城県内の地域公共交通計画及び立地適正化計画の策定状況

(令和6年4月現在)

市町村名	地域公共交通計画	立地適正化計画
小美玉市	—	
水戸市		
日立市		
土浦市		
古河市		
石岡市		
結城市		
龍ヶ崎市		
下妻市		
常総市		
常陸太田市		
高萩市		
北茨城市		—
笠間市	—	
取手市	—	
牛久市		
つくば市		
ひたちなか市		
鹿嶋市		—
潮来市		—
守谷市		
常陸大宮市		

市町村名	地域公共交通計画	立地適正化計画
那珂市		
筑西市		—
坂東市		
稲敷市		—
かすみがうら市		
桜川市		—
神栖市		
行方市		—
鉾田市		
つくばみらい市		
茨城町	—	
大洗町		
城里町		
東海村		
大子町		—
美浦村	—	—
阿見町		
河内町	—	—
八千代町		—
五霞町		—
境町	—	
利根町	—	—
合計	36	31

 両計画策定

 地域公共交通計画のみ策定

 立地適正化計画のみ策定

 策定なし

第3章 地域公共交通計画の作成に向けて

① 地域公共交通計画とは？

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針（以下、基本方針と呼びます。）」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねることで作成していくものです。

地域公共交通計画においては、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても活用する取組を盛り込むことで、持続可能な地域公共交通の提供を確保することを求めています。その際、ICカード・二次元コード等のキャッシュレス決済の導入促進、更にはMaaS、オンデマンド交通におけるAI活用の取組、自動運転などの技術も活用して生産性を向上しつつ、地域の高齢者、子育て世代や外国人旅行者も含めた幅広い利用者にとって使いやすいサービスが提供されることが必要です。

このように、地域公共交通計画は、地域の社会・経済の基盤となるものです。そのため、基本的に全ての地方公共団体において、計画の作成や実施を「努力義務」として定めています。



▲地域旅客運送サービスのイメージ

○小美玉市地域公共交通会議設置要綱（案）

平成24年12月 7日

訓令第15号

（目的）

第1条 小美玉市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に必要な事項を協議するために設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 小美玉市の地域交通施策に関すること。
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし、小美玉市長が委嘱する。

- (1) 小美玉市副市長
- (2) 旅客自動車運送事業者代表及び関係団体代表
- (3) 住民、利用者代表
- (4) 関東運輸局長(茨城運輸支局長)又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体代

表

- (6) 道路管理者
- (7) 石岡警察署署員
- (8) 小美玉市職員
- (9) 学識経験者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該会計年度の翌年度の3月末日とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 交通会議の役員は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた場合には、会長の職務を代理する。

3 監事は、交通会議の出納監査を行い、その結果を会長に報告する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことが出来ない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説

明又は助言を求めることができる。

- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(小美玉市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

小美玉市都市建設部都市整備課

連絡先：TEL 0299—48—1111

FAX 0299—48—1199

(事務局)

第8条 事務局を小美玉市都市建設部都市整備課に置く。

- 2 事務局長は、小美玉市都市建設部都市整備課長をもって充てる。
- 3 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。
 - (1) 事務局の運営に関すること。
 - (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、軽易な事項に関すること。

(公印の取扱い)

第9条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数、及び管理者は、別表のとおりとする。

(守秘義務)

第10条 交通会議の委員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第11条 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に關する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代

えることができる。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会等)

第13条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ会議に分科会等を置くことができる。

2 分科会等の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第15条 委員及び第7条第4項の規定により会議に出席した者は、報償及び費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者についてはこの限りでない。

2 前項の報償及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第16条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成25年1月18日から施行する。

附 則(平成25年訓令第15号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和5年訓令第13号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年訓令第39号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年訓令第〇号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第9条関係)

名称	形状	書体	寸法(mm)	用途	個数	管理者
小美玉市地域公共交通 会議会長之 印	正方形	古印体	18×18	会長名をも って発する 文書	1	事務局長

資料 2-2

小美玉市地域公共交通会議設置要綱(平成24年小美玉市訓令第15号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 小美玉市の地域交通施策に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) <u>交通計画の策定及び変更の協議に関すること。</u></p> <p>(4) <u>交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(6) <u>交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。</u></p> <p>(交通会議の構成員)</p> <p>第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし、小美玉市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>学識経験者</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 <u>委員の任期は、委嘱された日から当該会計年度の翌年度の3月末日とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する<u>事項</u></p> <p>(2) 小美玉市の地域交通施策に関する<u>事項</u></p> <p>(3) <u>交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</u></p> <p>(交通会議の構成員)</p> <p>第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし、小美玉市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 <u>委員の任期は1年とする。ただし、役職により交通会議の委員となった者の任期は、その職にある期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員の再任は妨げない。</u></p>

(_____ 役員)

第5条 交通会議に次の役員をおく。

(1)・(2) (略)

(3) 監事 2人

2 交通会議の役員は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた場合には、会長の職務を代理する。

3 監事は、交通会議の出納監査を行い、その結果を会長に報告する。

(交通会議の運営)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより

3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の役員)

第5条 交通会議に次の役員をおく。

(1)・(2) (略)

2 交通会議の会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた場合には、会長の職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 (略)

2・3 (略)

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

5 交通会議の庶務は、事務局において処理する。

公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(小美玉市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

小美玉市 都市建設部都市整備課

連絡先：TEL 0299-48-1111

FAX 0299-48-1199

(事務局)

第8条 (略)

2 (略)

3 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

(1) 事務局の運営に関すること。

(2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、軽易な事項に関すること。

(公印の取扱い)

第9条 (略)

(守秘義務)

第10条 (略)

(軽微な事項に関する取扱い)

6 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(小美玉市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

小美玉市役所都市建設部都市整備課

連絡先：TEL 0299-48-1111

FAX 0299-48-1199

(事務局)

第7条 (略)

2 (略)

(公印の取扱い)

第8条 (略)

(守秘義務)

第9条 (略)

(軽微な事項に関する取扱い)

第11条 (略)

(協議結果の取扱い)

第12条 (略)

(分科会等)

第13条 (略)

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第15条 委員及び第7条第4項の規定により会議に出席した者は、報償及び費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者についてはこの限りでない。

2 前項の報償及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第16条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 (略)

別表(第9条関係)

(略)

第10条 (略)

(協議結果の取扱い)

第11条 (略)

(分科会等)

第12条 (略)

(その他)

第13条 (略)

別表(第8条関係)

(略)

小美玉市地域公共交通会議財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、小美玉市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第〇条の規定により、小美玉市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、小美玉市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに小美玉市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2を変更することができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の決定によるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用及び予備費の充用をしたときは、当該会計年度の末日までに交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預けなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務を処理する。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、小美玉市の例により行うものとする。

- 2 交通会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第〇条第〇項の規定による監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに小美玉市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日より施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

資料 4

令和6年度小美玉市地域公共交通会議事業計画（案）

- 1 小美玉市地域公共交通計画の策定
- 2 コミュニティバス運行事業に関する協議
- 3 公共交通利用促進

■スケジュールについては別紙を参照

令和6年度歳入歳出予算（案）

1 歳入

(単位：円)

款	項目	本年度予算	前年度予算	比較	備考
1負担金	1負担金 1負担金	12,473,000	0	12,473,000	市からの負担金
2補助金	1補助金 1補助金	500,000	0	500,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
3繰越金	1繰越金 1繰越金	0	0	0	
4諸収入	1雑入 1雑入	0	0	0	
	計	12,973,000	0	12,973,000	

2 歳出

(単位：円)

款	項目	本年度予算	前年度予算	比較	備考
1運営費	1会議費 1会議費	375,000	0	375,000	委員報償費
	2事務費 1事務費	94,000	0	94,000	通知郵送料 インターネットバンキング利用料
2事業費	1事業費 1事業費	12,504,000	0	12,504,000	地域公共交通会議計画策定委託料
3予備費	1予備費 1予備費	0	0	0	
	計	12,973,000	0	12,973,000	

小美玉市地域公共交通会議スケジュール(案)

項目	令和6年度												令和7年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
小美玉市地域公共交通会議															
1 会議		第1回		第2回			第3回		第4回			第5回		第1回	
2 業務発注			入札契約	運営支援	調査		運営支援		運営支援			運営支援 成果品 納品			
3 パブリックコメント								広報おみ たま原稿 〆切	広報おみ たま 発行 〆切	意見	広報おみ たま原稿 〆切	広報おみ たま 発行 〆切			
4 予算要求			R7 実施 計画				R7年度予算要求							R8 実施 計画	
5 補助申請(調査事業補助金)	交付申請	交付決定					状況報告					実績報告	入金		
6 補助申請(フィーダー補助金) ※R8事業(事業実施10/1～ 9/30)															計画認定 申請
市議会															
7 説明・報告								全協案件 報告・資料 提出	全協報告		全協案件 報告・資料 提出	全協報告			

小美玉市地域公共交通会議の主なテーマ(案)

◆第1回会議

- ・計画の策定について
- ・要綱修正案
- ・事業計画案
- ・予算案
- ・コミュニティバスの利用状況

◆第2回会議

- ・計画策定支援業者紹介
- ・現状と課題
- ・アンケート調査について

◆第3回会議

- ・アンケート調査結果報告
- ・地域公共交通計画に係る基本的な方針及び目標の決定

◆第4回会議

- ・計画素案について
- ・パブリックコメントについて
- ・コミュニティバスについての協議

◆第5回会議

- ・パブリックコメントの結果について
- ・計画案について
- ・次年度予算について

地域公共交通計画策定支援業務委託について

- 指名競争入札を事務局において行います。
- 指名する業者の選定に関しては、「小美玉市指名業者選考規程」及び「小美玉市指名業者選考基準」を準用します。

コミュニティバス利用状況

資料6

令和5年度「おみたん号」利用実績

【運行日数】296日間 日曜日から金曜日（土曜・祝日運休）

【利用者数】46,134人

【経費】56,163,800円

運行委託55,946,000円 バスロケーションシステム賃貸借料217,800円

【料金収入】4,442,070円

●ルート別（数字の下のカッコ内は令和4年度の値）

ルート名	便数	利用者数	1日平均	1便平均
通学ルート	10便 (堅小6便、高校4便)	18,959 (18,681)	64.1 (63.1)	6.4 (6.3)
西ルート	13便 (上6便、下7便)	13,513 (11,293)	45.7 (38.2)	3.5 (2.9)
中央ルート	4便 (上2便、下2便)	8,615 (7,233)	29 (24.4)	7.3 (6.1)
東ルート	3便 (上2便、下1便)	2,613 (1,967)	8.8 (6.6)	2.9 (2.2)
空港ルート	6便 (上3便、下3便)	1,448 (1,667)	4.9 (5.6)	0.8 (0.9)
希望ヶ丘ルート	4便 (上2便：下2便)	986 (853)	3.3 (2.9)	0.8 (0.7)
合計	40便	46,134 (41,694)	155.9 (140.9)	3.9 (3.5)

参考：令和6年 4月分（25日間 平日21日、日曜日4日）

ルート名	便数	利用者数	1日平均	1便平均
通学ルート	10便（堅小6便、高校4便）	1,488	70.9	6.6
西ルート（平日）	14便（上8便、下6便）	1,151	54.8	3.9
西ルート（日曜日）	15便（上7便、下8便）	153	38.3	2.6
中央ルート	12便（上4便、下8便）	1,037	49.4	4.1
東ルート	3便（上2便、下1便）	203	9.7	3.2
合計	平日39便、日曜日15便	4,032	161.3	4.6

●曜日別

平日／日曜日	便数	利用者数	1日平均	1便平均
平日（245日）	40便／日	43,606 (39,487)	178.0 (161.2)	4.5 (4.0)
日曜日（51日）	31便／日	2,528 (2,207)	49.6 (43.2)	1.6 (1.4)

●月別

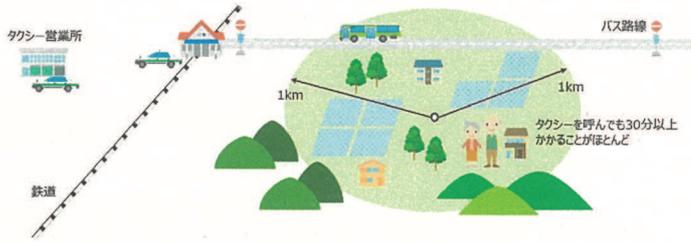
月	利用者数	運行日数	1日平均	1便平均	料金収入
4月	4,072 (3,466)	26 (26)	156.6 (133.3)	3.9 (3.3)	419,150 (365,300)
5月	4,375 (3,802)	24 (24)	182.3 (158.4)	4.6 (4.0)	395,250 (311,300)
6月	4,932 (4,326)	26 (26)	189.7 (166.4)	4.7 (4.2)	433,150 (367,700)
7月	3,578 (3,254)	25 (25)	143.1 (130.2)	3.6 (3.3)	383,500 (294,950)
8月	1,803 (1,660)	26 (26)	69.3 (63.8)	1.7 (1.6)	232,810 (231,650)
9月	4,414 (3,788)	24 (24)	183.9 (157.8)	4.6 (3.9)	381,060 (329,000)
10月	4,305 (4,056)	25 (25)	172.2 (162.2)	4.3 (4.1)	398,850 (341,250)
11月	4,111 (3,754)	24 (24)	171.3 (156.4)	4.3 (3.9)	430,150 (335,850)
12月	3,870 (3,512)	24 (24)	161.3 (146.3)	4.0 (3.7)	353,150 (298,900)
1月	3,801 (3,431)	23 (23)	165.3 (149.2)	4.1 (3.7)	345,900 (319,450)
2月	3,840 (3,643)	23 (23)	177.0 (158.4)	4.4 (4.0)	359,950 (311,150)
3月	3,033 (3,002)	26 (26)	116.7 (115.5)	2.9 (2.9)	309,150 (284,100)
合計	46,134 (41,694)	296 (296)	155.9 (140.9)	—	4,442,070 (3,790,600)

参考：令和6年 4月分（25日間 平日21日、日曜日4日）

月	利用者数	運行日数	1日平均	1便平均	料金収入
4月	4,032	25	161.3	4.6	593,800
平日	3,879	21	184.7	4.7	564,900
日曜日	153	4	38.3	2.6	28,900

①交通空白地の目安について

交通空白地の目安を「半径1km以内にバス停・駅がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」とし、目安としての有効性を検証する。



②運行区域について

自家用有償旅客運送が、市町村による財政支出及び地域のドライバーに支えられていることを考えれば、運行区域が市町村などの一定の範囲になるのは自然。ただし、**住民の生活領域が行政区域を越える実態（隣町への買い物・通院など）に即し、そのニーズに応えるため、対応方を早急に検討**。



③地域公共交通会議での協議について

地域公共交通に対する社会的要請に的確に応えるためには、地方公共団体、公共交通事業者、住民・利用者、学識経験者をはじめとする地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、地域公共交通の改善を図ることが重要である。このため、**円滑な協議を促進するための方策を検討**。

④運送の対価について

対価の適正化については、「緊急措置」でも打ち出しており、早急に実施するため、以下の通達を发出する。

- ①運送の対価の目安：約1/2→約8割
- ②配車アプリによるダイナミックプライシングも可能（実費の範囲内）

⑤株式会社の参画について

法令上、株式会社が運送主体になることはできない。ただし、運送主体からのアウトソーシングの形で参画することが可能であり、ニーズに即して検討する。

道路運送法第78条第3号／地理試験／許可・登録不要

○第78条第3号

第78条 自家用車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

三 公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

①通学通園のため、学校等が自家用自動車で行う有償旅客運送



②訪問介護事業者がタクシー事業の許可を得て行う、訪問介護員等による自家用自動車による有償旅客運送



※法律の規定上、第2号の自家用有償旅客運送と異なり、第3号については、交通空白地に限られていない。運賃についても、実費に限られていない。

○地理試験の見直しについて

○タクシー業務適正化特別措置法に基づく「特定指定地域」と「指定地域」に指定されている地域（*）においては、タクシー運転者を登録する際、「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」（法第48条第1項）を課している。

* 札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡の13地域（下線は「特定指定地域」）

○試験の科目として、省令で「法令、安全、接遇」及び「地理」に関する試験を課している。

○各指定地域における地理試験合格率は、概ね9割以上であるが、「特定指定地域」

（東京、横浜、大阪）においては、5割～7割程度と低い。

※「廃止も含めて早急に検討」と答弁（令和5年10月27日衆・予算委 国土交通大臣答弁）

	R2	R3	R4
東京	51.1%	49.9%	54.9%
横浜	43.7%	50.1%	50.1%
大阪	73.7%	75.3%	71.4%

○道路運送法の許可又は登録を要しない運送

道路運送法の許可又は登録の対象外の運送（無償運送）について、アプリ等を用いてマッチングした際、アプリ上で謝礼を渡すことができる仕組みを可能とする。